



子育て支援コーディネーター の 役割と位置づけ

概要版

2013年3月発行

子育て支援コーディネーター調査研究委員会



NPO法人

子育てひろば
全国連絡協議会

目次

子育て支援コーディネーターが必要となる背景と本研究の意義	P2
子育て支援コーディネーター調査研究委員会 委員一覧	
新しい制度における位置づけ／利用支援のイメージ	P3
子育て支援コーディネーターの制度的な位置づけ	P4
子育て支援コーディネーターの定義と対象	
調査研究の流れ／ヒアリング先一覧	P5

《子育て支援コーディネーターの役割と位置づけ》

1. 子育て支援コーディネーターの役割	P6・7
2. 子育て支援コーディネーターに求められる力量	P8
3. 子育て支援コーディネーターの育成	P9
4. 子育て支援コーディネーターの位置づけ	P10

2015年度から施行予定の新しい子ども・子育て支援制度においては、子育て家庭の「身近な場所」においてコーディネーターの設置が求められています。

子育てひろば全国連絡協議会（ひろば全協）では、この業務を実施するためには、適切な処遇と身分保障が欠かせないことを踏まえ、先行して委員会を立ち上げ、調査研究を実施いたしました。

これまでの情報提供事業、相談事業等の実践成果に加え、それぞれの家庭に寄り添った支援をコーディネートする「子育て支援コーディネーター」が地域子育て支援拠点に位置づけられるよう、今後も働きかけていきたいと思っています。

ぜひ皆さまにおかれましても、この調査研究を広くご活用いただけましたら幸いです。

2013年3月

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会

子育て支援コーディネーターが必要となる背景と本研究の意義

1 子育て家庭の現状

近年、家族や地域社会のありようが変化したことで、親が周りに支えられて子育てをする実感が得られにくくなっている。そのため、家庭を支える多種多様な子育て支援サービスが用意されつつあるが、それらの利用条件や利用方法が必ずしも周知されていない。

また、要支援家庭が抱える問題は子育てに限定されることは少なく、夫婦関係、経済的な問題などが混在していることが多い。地域では、人間関係の煩わしさを回避する傾向や、単身家庭、高齢者家庭の増加も要因となり、地域における支え合いはますます成りたちにくくなっている。そのうえ、家族以外の大人や子どもとのふれあいが少なくなり、子どもの成長にも警鐘が鳴らされている。

2 サービスの実情や利用・相談支援の現状

このような状況では、要支援家庭のみならず一般家庭においても子育て支援サービスを上手に利用しつつ子育てをしていくことが望まれるが、現在の制度的サービスは領域別に提供されることが多く、また、申請しなければサービスが得られないものも多い。さらに、制度的サービスは、乳児、幼児前期、幼児後期、学童など、概ね教育制度の枠組にそってサービス提供が分断され、家庭や子どもが長期的、継続的、包括的な支援を得にくい状態がある。

現在、要保護家庭への支援においては、家庭児童相談室の設置と市町村の児童相談の明確化、要保護児童地域対策協議会の設置などにより、情報の集約化と包括的支援提供が機能しつつある。その一方で、困難さを抱えつつも虐待等は生じていない家庭など、要支援家庭から「気になる」範囲の家庭は、支援対象とみなされないことや、現行制度では支援対象とみなされつつも個別支援に至らないことも多い。さらに、自らのニーズを自覚していない家庭や、制度の利用に思い至らない家庭は、困難さを抱えたまま生活や子育てを行っている現状にある。

3 新たな子ども・子育て支援制度がもたらすもの

これらの状況に対応するため、子育て支援サービスの充実や新たな子ども・子育て支援制度が導入されようとしているが、新制度ではこれまで以上に多種多様な保育、子育て支援サービスが用意されることになり、サービスの利用支援機能が一層求められてくることとなった。このため、いわゆる利用者支援のための事業が地域子ども・子育て支援事業として法定化され、機能強化が図られることとなった。

しかしながら、利用者支援について、誰がどのような対象に何をどのように行うかについては、明確にされておらず、理解を共有できないまま混乱しているのが現状であるといえる。

4 「子育て支援コーディネーター」の役割と位置づけ

そこで私たちは、多様な子育て家庭の現状と各種子ども・子育て支援サービスとを仲介して利用者支援を行う人材として「子育て支援コーディネーター」が必要ととらえ、そのような人材が地域子育て支援拠点において活動することを念頭に置いた研究に着手することにした。

その際、子育て支援コーディネーターは、多様な子育て家庭に対して、子ども・子育て支援法第59条第1項第1号に規定する役割、すなわち、子育て家庭の「身近な場所」において、「相談に応じ」、「情報の提供及び助言を行うとともに関係機関との連絡調整」等を「総合的に」行える人材を念頭に置き、その対象や果たすべき役割・機能、必要とされる力量、その育成方法、効果的な活動を支える制度的位置づけや環境条件整備のあり方等について総合的に検討することが必要と考え、本調査研究を実施することとした。

◆委員長

柏女 霊峰 (淑徳大学総合福祉学部 教授)

◆主任委員

橋本 真紀 (関西学院大学教育学部 准教授)

◆委員 (五十音順)

岡本 聡子 (NPO 法人ふらっとスペース金剛 代表理事・NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事)

奥山 千鶴子 (NPO 法人びーのびーの 理事長・NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長)

金山 美和子 (長野県短期大学幼児教育学科 専任講師)

坂本 純子 (NPO 法人新座子育てネットワーク 代表理事・NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 副理事長)

新澤 拓治 (社会福祉法人雲柱社 施設長)

野口 比呂美 (NPO 法人やまがた育児サークルランド 代表・NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 副理事長)

松田 妙子 (NPO 法人せたがや子育てネット 代表理事・NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事)

渡辺 顕一郎 (日本福祉大学こども発達学部 教授)

子育て支援コーディネーター調査研究委員会

委員一覧 (敬称略)

地域子育て支援拠点について

- **地域子育て支援拠点事業** については、**全ての子ども・子育て家庭を対象とした重要な事業として、「子ども・子育て支援事業」として法定**

→ 市町村事業計画に位置づけて計画的に拡充
 ※消費税財源により量拡充(10,000 か所)

- **新制度の給付・事業の導入に伴い、市町村の利用者支援が重要**

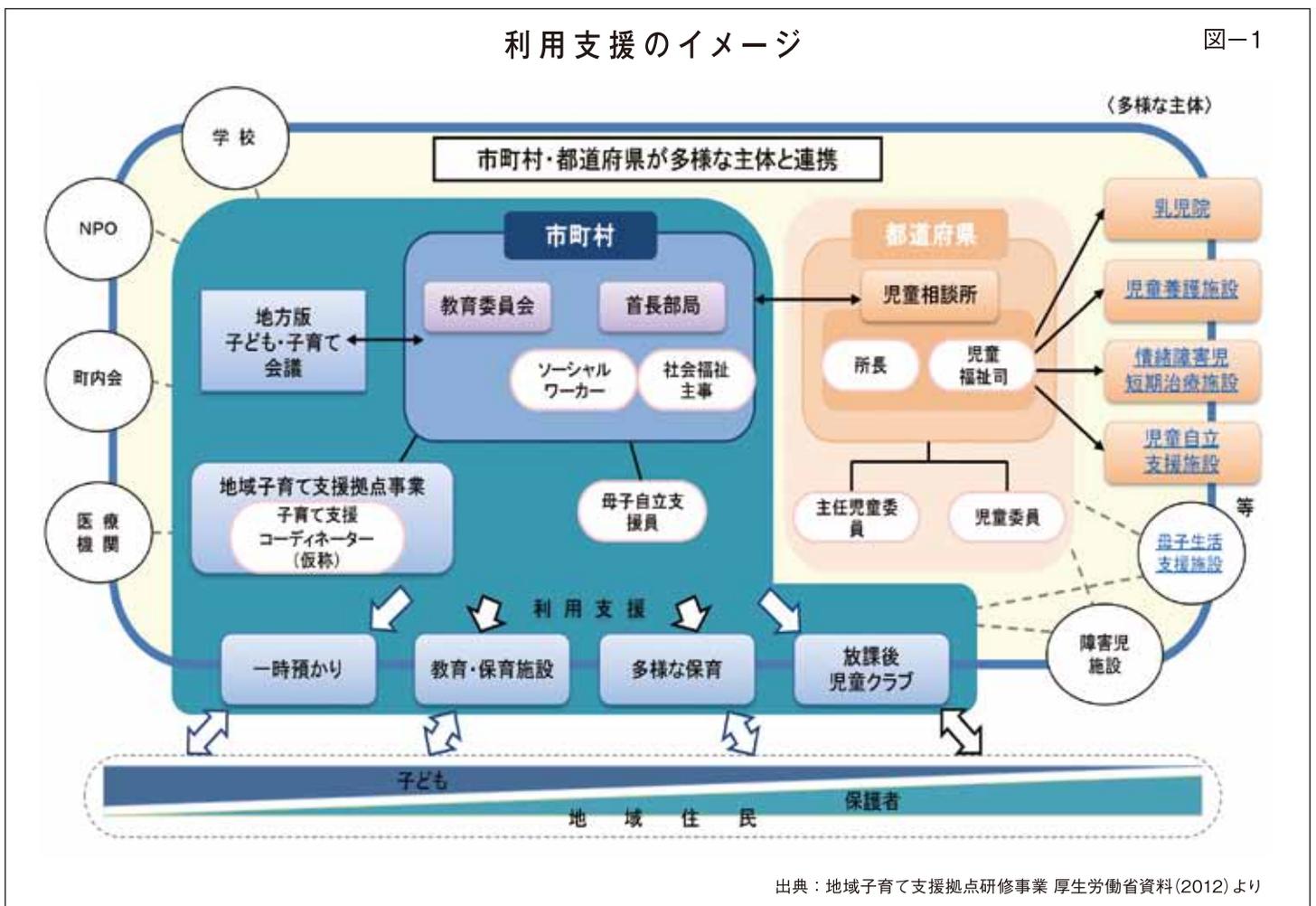
→ ・具体的には、市町村が中心となり、都道府県(児童相談所など)や給付・事業の主体、地域子育て支援拠点事業など多様な主体と連携し、地域の子ども・子育て家庭を支援する。

・特に、地域子育て支援拠点事業では、子育て家庭に身近な立場から、個々の事情に応じた、利用支援の役割を果たすことが強く期待される。そのため、地域子育て支援拠点事業に地域の子育て資源に精通した「子育て支援コーディネーター」(仮称)を配置するなど、市町村の利用支援の体制づくりが必要である。

→ 修正協議の結果、利用者支援の重要性が高いことから、「子ども・子育て支援事業」の対象事業として明記

利用支援のイメージ

図-1



出典：地域子育て支援拠点研修事業 厚生労働省資料(2012)より

子育て支援コーディネーターの制度的な位置づけ

Background

行政、事業者、実践者が法に位置づけられる
コーディネーター機能を共有していることが重要

「子ども・子育て支援法」

第四章 地域子ども・子育て支援事業（第五十九条）

市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 子ども及びその保護者が、確実に子ども子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

子育て支援コーディネーターの定義と対象

定義

子育て家庭が身近に思える場所で、子育て家庭が有する課題やその力を包括的に把握、予測した上で、利用者本人の力や地域資源を生かしながら、個別の家庭状況に応じ、支援策を調整、調達、開発することを意味するコーディネート機能を継続的に行う。

対象

主として就学前児童を育てる家族（要支援家庭あるいは各種支援の場面で「心配」とされる家庭）を対象とする。ただし、利用者からの希望によって、妊婦や18歳未満児童とその保護者も対象とする。

※以下で使用する「コーディネーター」や「コーディネート」の用語は、上記の定義で示す業務を実施する者、その機能を指し、一般的に使用される「コーディネーター」や「コーディネート」の用語が有する意味と異なる。

要保護家庭

要支援家庭

心配な家庭

その他の家庭

要保護児童対策地域協議会等

利用支援

子育て支援コーディネーター

調査研究の流れ

研究 1

既存の子育て支援関連のコーディネーターの役割と課題

◆ヒアリング調査、文献調査を実施し、既存の子育て支援関連のコーディネーターの役割と課題を把握した。子育て支援コーディネーターが新たに創設されるならば、既存のソーシャルワーカーやコーディネーター等との役割の重複を避けるために、対象、役割範囲等を想定しておく必要がある。また、先駆的事業のコーディネーターの役割を把握することは、本研究の手がかりとなると考えられる。そこで、都道府県、市町村事業等が独自に実施する子ども・子育て支援領域におけるコーディネーターの役割と課題を把握し、子育て支援コーディネーターの役割検討の参考とした。

研究 2

近接領域のコーディネーターの役割と課題

◆近接領域においては、介護保険のケアマネジャー、ボランティアコーディネーター等、既に実績を有するコーディネーターが役割を果たしている。一方で、当事者側に立つか援助者側に立つかにより、役割が異なるソーシャルワークとケアマネジメントでは、アセスメント(コーディネート)の視点・方法が異なるコーディネーターの位置づけにより、役割性が異なる等の課題も把握されている。そこで、近接領域のコーディネーターの役割と課題をヒアリング調査により把握し、子育て支援コーディネーターの役割検討の参考とした。

研究 3

地域子育て支援拠点事業におけるコーディネーターの役割と課題

◆厚生労働省が示す利用支援のイメージにおいては、子育て支援コーディネーターが地域子育て支援拠点に配置されることも想定されている(図-1)そこで地域子育て支援拠点事業が担うコーディネートの役割を先駆的事例より把握し、子育て支援コーディネーターの役割検討の参考とした。

ヒアリング先一覧

	都道府県名	ヒアリング対象とした活動	ヒアリング対象者
研究 1	千葉県	子育て支援ケアプラン事業	子育てケアマネジャー
	埼玉県	子育て支援総合コーディネート事業	子育て支援総合コーディネーター
	石川県	マイ保育園登録事業	子育て支援コーディネーター
	香川県	子育て支援総合コーディネート事業	子育て支援総合コーディネーター
	愛知県	子育て支援コーディネート事業	子育てコーディネーター
	神奈川県	保育コンシェルジュ事業	保育コンシェルジュ
研究 2	宮城県	児童館	館長
	東京都	子ども家庭支援センター	センター長
	東京都	子ども家庭支援センター	センター長
	東京都	介護予防事業(地域支援事業)	主任介護支援専門員
	岡山県	地域保健事業	保健師
	神奈川県	パーソナル・サポート・サービス事業	チーフ・パーソナル・サポーター
	神奈川県	地域活動交流事業	地域活動交流コーディネーター
研究 3	新潟県	地域子育て支援拠点事業(ひろば型)	
	大阪府	地域子育て支援拠点事業(ひろば型)	
	富山県	地域子育て支援拠点事業(センター型)	
	埼玉県	地域子育て支援拠点事業(センター型)	
	神奈川県	地域子育て支援拠点事業(センター型)	
	石川県	地域子育て支援拠点事業(ひろば型)	
	東京都	地域子育て支援拠点事業(ひろば型)	
	岡山県	地域子育て支援拠点事業(センター型)	
	山形県	地域子育て支援拠点事業(ひろば型)	
	大阪府	地域子育て支援拠点事業(ひろば型)	
	熊本県	地域子育て支援拠点事業(ひろば型)	

子育て支援コーディネーターの役割と位置づけ



子育て支援コーディネーター（以下、コーディネーターとする）は、子育てに課題を有している人を個別に支援するとともに、すべての子育て家庭が子どもを授かり、子どもを育てることを開始した時から、社会的に包摂される仕組みを地域の中につくることを指向し、より包括的、予防的な支援を行う。そのためには、その仕組みが効果的に機能するためのより広範な支え合いのシステムを地域の中に構築していく役割を担う。



1. 子育て支援コーディネーターの役割

1) 子育て家庭の包括的支援

子育て家庭が有する課題は、保育や子育て支援のみでなく、医療・保健・教育等の隣接領域、さらには地域関係なども含めた包括的支援の必要度が高い場合が少なくない。障害児を養育する家庭、ひとり親家庭、外国人家庭、さらには要支援家庭をも支援の対象と位置づけるなら尚更である。したがってコーディネーターは、その家族が持つ力にも着目しながら、子ども・子育て支援給付の対象となるサービスだけでなく、隣接する他領域のフォーマルなサービス、あるいは地域のインフォーマルな資源も活用しながらオーダーメイドでコーディネートしていく必要がある。

2) 家庭の状況の見極めと家族側からの状況の理解

利用者のニーズに沿ってサポートの仕組みをつくるためには、子育て家庭の個別ニーズを的確に把握し、家庭の状況を見極めることが必要である。そのような意味で、総合的な相談支援のプロセスにおいて「アセスメント(assessment)」は重要である。支援に際して、事前に家庭の状況やニーズを把握する作業であるだけに、不十分な場合には、その後に作成される支援計画もニーズに対応しないものになってしまう。したがって、コーディネーターには、利用者の視点に立ってアセスメントを確実に行う力量が求められるのである。

3) 子どもの育ちを見通すコーディネート

「すべての子どもの健全な育成と生活保障」を掲げる児童福祉法の理念に基づき、子どもの“育ち”を見守ることもコーディネーターの役割である。人間のライフサイクルにおいて、発達が最も急速に進むのが子どもの時期の特徴であり、発達に遅れがある子どもの場合でも、成人期以降に比べ、身体的・精神的な成熟に伴う変化が顕著に現われる。それゆえに、子ども自身はもちろんであるが、子育てを担う家族のニーズも恒常的に変化するのである。

4) 拠点を越えた地域資源のコーディネート

先述のように、子ども・子育て支援法に規定された「利用支援」は、子育て家庭にとって「身近な場所」で提供することが求められており、コーディネーターの配置先としては地域子育て支援拠点などが想定されている。当然ながら、拠点施設内にとどまらず、多様な社会資源の紹介・調整等の働きを担うのであるが、同時に支援の対象者についても、地域子育て支援拠点等の利用者に限定されるものではない。むしろ、他の就学前施設、母子保健事業、親子が集まる育児サークルなどに出向き、積極的に間口を広げつつ相談に応じるアウトリーチ型支援が必要とされる。また、地域子育て支援拠点にコーディネーターが配置される場合、拠点施設自体が地域に対して開かれており、利用者にとって“垣根の低い”相談支援の場となっているかを常に検証することも不可欠である。

5) 縦断的、横断的につなぐコーディネート

コーディネーターには、子どもの育ちを見守る「縦断的」「横断的」な2つの視点が必要とされる。「縦断的」視点は、子どもの発達を見通しながら、長期的視野に立って計画的に支援を検討することを意味する。とりわけ現在の児童福祉分野における支援は、乳幼児期、学童期、思春期など、ライフサイクルに沿って区切られるものが少なくない。子どものライフサイクルを通して切れ目のない支援を提供するためには「縦断的」視点が欠かせないのである。

一方、「横断的」視点は、ある発達時期において必要とされる支援を、専門分野の違いやフォーマル・インフォーマルの相違を超えて提供し、包括的な支援のパッケージをつくりだす働きである。支援者には保育や子育て支援のみでなく、医療・保健・教育等の隣接領域、さらには地域関係なども含めた社会資源に関する知識や、それらの連携・ネットワーク形成のためのスキルが求められる。

6) 必要な資源の見極め、提案（ソーシャルアクションやアドボカシー）

利用者のニーズを充足するために必要な資源を見極め、提案するための思考過程を有し、それを発揮するのもコーディネーターの役割である。個別事例に対する支援の蓄積を通して見えてきた地域課題、あるいはマイノリティ（少数派）のニーズにも十分に配慮しながら、地域に不足する支援機能や社会資源を行政機関等に提案し、ときには利用者の権利を代弁する働きが求められる。

7) 地域資源の開発

社会資源が制度に規定されていても、それが実際にどれほど整備されているかについては地域格差がある。先の6)の機能とも相まって、資源が相対的に不足する市町村などでは地域資源を開発していくことも重要になる。とりわけ地方部では、都市部を想定した制度では取り残される可能性があり、他方、大都市圏ではサービス利用者が多いために需要に供給が追い付かない事態が生じやすい。また、フォーマルなサービスだけでなく、その地域に存在するインフォーマルな資源を用いて、当該地域で生活する親子のニーズを充足する取り組みや仕組みを開発していくこともコーディネーターの役割となる。

8) 利用支援を入口とした個別支援の展開

要支援家庭に対する支援に関してはアウトリーチが重要であるが、既存のサービス利用に関する問い合わせから個別支援が展開される場合も少なくない。そのような意味で、利用支援を入口としつつ、長期的・継続的な相談支援に発展させる事例が含まれることを想定しておくことが大切である。また、コーディネーターの配置数が複数の場合には、一般的な利用支援と、継続的な個別支援や地域資源調整（開発を含む）との役割分担の検討も必要であろう。

2. 子育て支援コーディネーターに求められる力量

1) 利用者が主体であるという姿勢を貫ける力

子育て家庭への個別支援、あるいは地域資源間の調整や新たな資源の開発においても、利用者が主体であるという認識を保持し、利用者にとっての意義を確認し続ける力が求められる。

2) 子育て家庭を包括的に捉える力

コーディネーターは、利用者自身が自覚していない問題や課題を含め、その主訴の背景にある心理状態、家族関係、社会関係、経済的状况等を理解し、家庭生活の全体像の理解に努める。子育て家庭を包括的に捉え、かつ親子が成長する力を予測、見通しながら対応する力が求められる。

3) 家庭の状況を見極める力

コーディネーターには、利用者が有する課題とストレングス(強さ、能力等)の双方を見極め、かつ家庭生活におけるニーズの個別性と共通性を捉える力が求められる。ニーズの個別性への着目は、個別的ニーズに応じたサポート体制の形成を支え、ニーズの共通性への着目は、地域の複数の家庭が共有するニーズに応じた資源の開発を支える。

4) 地域を把握し俯瞰する力

コーディネーターには、専門的な視点に立って地域課題や社会資源を俯瞰する力が必要とされる。たとえばコーディネーターが地域子育て支援拠点に配置される場合には、このように地域を俯瞰する視点が、利用者との日常的な交流を通して様々な声に耳を傾ける中で磨かれる点を強調しておきたい。また、コーディネーターを育成するプロセスでは、地域資源との日常的な接点をつくりだし、情報共有、地域の課題共有の機会を意図的に組み込むことも必要である。

5) 地域資源の調整・開発とつながる力

コーディネーターにとって、地域資源とつながる力量は必須である。そのためには、個別の支援が開始されてから社会資源との関係形成を始めるのではなく、むしろ普段から地域にある多様な支援機関・団体等を訪問して自ら関係をつくりだす積極的な態度が求められる。また、コーディネーターを育成するプロセスでは、利用者の視点に基づくアセスメントのスキルや、地域資源をつなげ、足りないものを見極め、調整または開発していくスキルを習得する機会を設定することが求められる。

6) 他の専門職等の解釈を理解し、情報収集や提供を行う力

他の専門職との連携に際しては、医療・保健・福祉・教育など専門分野の相違に沿って当該事例や事柄をどのように認知、解釈するかなどを理解した上で必要な情報を収集するとともに、連携する相手の立場や考え方を尊重する態度が必要である。また利用者のプライバシーに配慮しつつ、できる限り事前に了解を得た上で、連携する専門職間で必要な情報が共有できるように努める力量も必要となる。

7) コーディネーターとしての思考過程の獲得

子育て家庭が必要とする支援またサポート体制づくりには、専門的な知識も必要だが、思考過程が重要となる。コーディネーターには、長期的展望に立った「予後予測」を行う思考過程と力量が必要だと考えられる。かつ子育て家庭の成長する力を予測しながら支援を行う力が求められる。



3. 子育て支援コーディネーターの育成

1) 事例検討の積み重ねによる力量形成

コーディネーターは、利用者の個別ニーズを把握し、事例検討会等を通じて子育て家庭の事例対応に力をつけてきた人が担うことが望ましいと考えられる。子育て家庭が抱える多様なニーズは広範にわたり、コーディネーターは相談業務やアセスメント、サービスのコーディネート等日常的業務の積み重ねと振り返りによって鍛えられていくものと考えられる。コーディネーターとしての専門性は、机上ではなく実践、事例(ケース)検討の積み重ねと振り返りによる経験値により重層的に形成される。その中でマネジメントの力をつけていく人が認められて、スーパーバイザー等に昇格していくというプロセスが必要である。

2) スーパーバイズのしくみとインセンティブ

コーディネーターの質的向上のためには、日常業務における事例(ケース)の積み重ねによる自己研鑽と共に、気づきや理解を深め、独りよがりの判断や理論に陥らないためのスーパーバイズのしくみが不可欠である。スーパーバイズは、コーディネーターの視野をひろげ、より良い支援が自らできるように応援する体制であり、コーディネーターを孤立させない仕組みでもある。スーパーバイザーの関わりと評価は、コーディネーターの質的向上に大きく寄与し、やりがい感につながるとともに、最終的には子育て家庭に対してより良い実践と支援を生み出すことにつながる。

従って、近隣地域のコーディネーターが集い、事例検討会等を通じて切磋琢磨する場を設定することが求められる。このような機会の設定により、コーディネーターとしての専門性獲得に対してモチベーションアップやインセンティブが働く可能性が高いと考えられる。その際、当面は他領域のコーディネーターやソーシャルワーカーからスーパーバイズを受けることも必要であろう。このようにコーディネーターの配置を考える場合には、スーパーバイズのしくみを合わせて検討する必要がある。

3) コーディネーターとしてのアイデンティティの確立

コーディネーターがコーディネートの専門職としてのアイデンティティを明確に有することが、コーディネート機能の独立性を担保することにつながる。既存の資格を資格要件とし実施した近接領域のコーディネーターは、質や機能面で課題も多いといわれている。その理由として、関連領域の有資格者は、コーディネーターである前に、既存の資格の職種にアイデンティティがあると考えられるからである。コーディネーターとして役割を発揮するよりも、有する資格の範囲で機能しようとする傾向が認められることが示唆されている。

従って、近隣領域の基礎資格を有する場合は、基礎資格に関連する視点だけではなく、子育て家庭の生活全体、地域の情報の中にある子育て状況を捉える視点や視野が求められる。



4) 研修システムの構築

前述の子育て支援コーディネーターの役割、求められる力量に加え、上記1)~3)を踏まえて、早急に研修システムを構築する必要がある。

最初の実務研修は、理念、制度の概要、職務の機能・役割、職務の範囲、職務の内容、子ども家庭支援の基本と理解、地域理解とソーシャルワークの基礎的技術、対人援助技術、ケアマネジメント、パソコンスキル等が考えられる。しかし、もっとも重要であると考えられるのは、課題意識を持ち、目の前にいる親子の課題を正確にアセスメントし、予測をもって適切な情報提供を行い、適切なサービスがなければ地域や事業者につくってもらおう等のリーダーシップとマネジメント力と想定される。さらに他領域の専門性を理解しようと努力し、関係機関とつながりをもって働く知識や交渉力も求められる。従って、地域子育て支援拠点事業においては、経験豊かで行政や地域、他領域の専門職と連携がとれる現場責任者や主任担当者がまずは担っていくことが望ましいのではないだろうか。

以上のことから、子どもに直接関わるケアワーカーと子育て家庭全体を捉えるソーシャルワーカーの視点の違いを充分に考慮しながら、コーディネーター養成のための独自の研修システムや認定制度を段階的、戦略的に創る必要がある。

4. 子育て支援コーディネーターの位置づけ

1) 制度的な位置づけと社会的認知

制度的な位置づけと社会的認知を図るためには、行政、事業者、実践者が法に位置づけられるコーディネーター機能を共有理解していることが重要となる。コーディネーターは、制度的な位置づけを得て、実践を積み重ねることによってその役割が認知され、より機能発揮が促進されると予想される。制度的な位置づけとは、「子ども・子育て支援法」第四章（第五十九条）を根拠とした実施要綱の策定等も含む。例えば、コーディネーターの業務には、情報の収集や提供、サービスや地域資源（人的資源を含む）との仲介や媒介、必要に応じて関係機関との事例検討会の開催、資源開拓等が含まれることを明記しておくことが重要である。また、制度の位置づけを確かなものにするためには、実施要綱の策定が重要であり、大まかな指針を国が示すにしても、市町村ごとにそれぞれ定めることが大切である。

2) 所属組織を超えた専門的判断の独立性とコーディネーターのネットワークの構築

利用者のニーズを第一に考えるならば、理念的には子育て支援コーディネーターが所属する事業者を超えた独立性が必要となる。コーディネーターは、利用者に必要な支援や情報提供を組織誘導的にならないよう、より適切な支援情報を提供する責務を有する。本調査において実施した介護支援専門員（ケアマネジャー）、パーソナル・サポート・サービス事業等においても、コーディネーターの独立性は重要な視点であるとの知見が得られている。ただし、現実的には拠点もしくは特定の組織に属しながらコーディネート機能を発揮することが予想される。特定の組織に所属しつつも、組織的利益より利用者のニーズの充足を優先して機能することを支える、コーディネーター同士のネットワーク構築が求められる。そのネットワークは、権限と行政との連携を有し所属組織を超えた地域の仕組みとして認知され機能することが重要である。そのためにも自治体が責任をもってコーディネーター同士の研修機会やネットワークづくりの環境整備を行うことが大切である。

3) 子育て家庭の身近な場所で発揮されるコーディネート

子ども・子育て支援法に定められた、子ども及びその保護者の身近な場所で発揮される支援に基づきコーディネートを行うというのは非常に重要である。地域子育て支援拠点利用者にとっては、身近な場所で気軽にまたついでに相談できるという利点があることは、多くの地域子育て支援拠点での実施で明らかになっている。コーディネート機能だけを他の実践（地域子育て支援事業等）から独立させて機能させることは、コーディネーターが認知されていない状況下やコーディネーターの力量によっては困難を伴う。現状では、特定の組織に所属し、コーディネート機能を専門として発揮しながら、地域の子育てサロン・ひろば等も巡回するなど当事者と接する機会を有することが求められる。

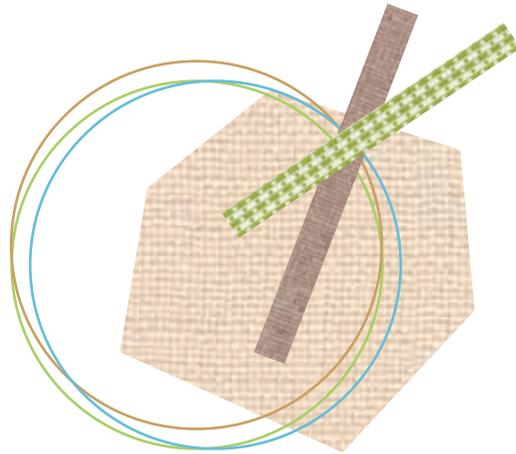
4) コーディネーターの適切な処遇と身分保障

コーディネーターが、独立性を担保しその職務を責任をもって果たすためには、適切な処遇と身分保障が不可欠である。たとえば、本研究1, 2で把握した先駆的事例では、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職として、非常勤職員となっている。

5) コーディネーターの資格要件

コーディネーターには、個別支援と地域資源間の調整と資源開発という役割が求められる。その役割を担うためには、地域子育て支援拠点事業のスタッフの力量に加えて、2の1)~7)の力量が必要と考えられる。そのため、既存の資格の援用ではなく、地域子育て支援拠点事業等地域の子育て支援の実績を有した上で、コーディネーターを養成するために開発された研修の受講を義務付ける等の措置が必要と考えられる。

臨床心理士、保健師、社会福祉士、保育士等の法定資格を有する場合であっても、それぞれの専門性を基礎としながらも、子育て支援に関する知識・能力や相談援助の技術を有し、さらに地域資源の理解を深め、地域資源間の調整と資源開発という役割が求められる。また同様に、長年子育て支援に関わってきたもの等についても、体系的に学ぶことが求められる。



住友生命「未来を強くする子育てプロジェクト」助成事業

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会

〒222-0037 横浜市港北区大倉山3-19-18
TEL:045-531-2888・045-546-9970 FAX:045-512-4971
E-mail:info@kosodatehiroba.com
<http://kosodatehiroba.com>

※本誌の無断コピー、転載を禁じます。